

鹿沼シニアライフみまもり隊員設置要綱

(設置)

第1条 少子高齢化、DV、生活困窮者等の課題が山積している地域社会においては、ますます地域福祉の重要性が認識され、その中核として活躍している民生委員児童委員の業務と責務は増加する一方である。

特に「見守り」等の一人暮らし世帯等が安心して暮らせる基盤づくりが求められているため、民生委員児童委員とともに活動する新たな担い手として鹿沼シニアライフみまもり隊員を置く。

(名称)

第2条 鹿沼シニアライフみまもり隊員(以下「みまもり隊員」という。)という。

(任期)

第3条 みまもり隊員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

(選任)

第4条 みまもり隊員は地区福祉活動推進協議会の推薦により、市長が任命する。

(定数)

第5条 みまもり隊員の地区毎の定数は別表に定める。

(役割)

第6条 みまもり隊員は地域福祉の推進のために下記の役割を担うものとする。

- (1) 一人暮らし高齢者、シルバー世帯等への月1回の訪問による見守りと相談業務
- (2) 高齢者世帯への宅配事業支援
- (3) 災害時要援護者支援
- (4) 民生委員児童委員業務に対する協力
- (5) 地域包括支援センターとの連携による高齢者支援
- (6) その他、地区における地域福祉活動

(報償)

第6条 みまもり隊員の報酬は年額6千円とする。ただし年度途中からの任用されたみまもり隊員については月割とする。

(守秘義務)

第7条 みまもり隊員であったものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(解任)

第8条 市長は、みまもり隊員が次の各号のいずれかに該当するとき
は、当該みまもり隊員を解任することができる。

- (1) 故意又は重大な過失により市に損害を与えたとき。
- (2) 職務を怠り、又は保健福祉部長の指示に従わなかったとき。
- (3) 病気その他の理由により職務を遂行することができなくなった
とき。
- (4) その他みまもり隊員として適当でないと市長が認めるとき。

(事務局)

第9条 事務局を厚生課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、みまもり隊員に関し必要な事項は、
市長が別に定める。

附則

この要綱は平成21年11月1日から施行する。